

◎新潟県告示第1328号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、国土交通大臣の指定に係る指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年12月13日

新潟県知事 花 角 英 世

1 名称

ハウスプラス確認検査株式会社

2 変更した内容

変更事項	変更前	変更後
名称の変更	ハウスプラス確認検査株式会社	ハウスプラス住宅保証株式会社

3 変更する年月日

令和6年12月1日